

I. 基本的な生活について

1. 服装・頭髪など

- ① 制服は定めないが、服装は学習する場にふさわしいものとする。
- ② 髪型は品位ある清潔なものとし、髪を染めたり脱色をしない。
- ③ 化粧、ピアス、マニキュア等、華やかな装飾をしない。

2. 上履き

- ① 本校指定のサンダルを使用する。
- ② 冬期間や特別の事情(怪我、病気等)がある場合は、中学校で使用したシューズ、またはそれに類するものを、上履きとして許可する。ただし、それは下履きと 区別できるような印(マーキング等)をつけること。

3. 所持品の管理

- ① 所持品の管理には各自心がける。遺失物・盗難の場合は担任や係職員に届け出ること。
- ② 遺失物に関する学校の所持期間は1年間とする。

II. 通学について

1. 自転車通学

<通学の条件>

- ① 自転車を通学に利用する場合は、所定の用紙により申請すること。
- ② 使用する自転車は防犯登録をするとともに、学校指定のステッカーを貼ること。
- ③ ヘルメットの着用努力義務化しているため、ヘルメット着用が望ましい。

<通学者の厳守事項>

- ① 自転車は軽車両であることを意識し、交通法規を遵守すること。
- ② 自転車保険に必ず加入すること。
- ③ 自転車の貸し借りはしないこと。
- ④ 夕方や夜間は必ず点灯すること。
- ⑤ 事故や違反をした場合は、直ちに担任に届け出ること。
- ⑥ 定期点検を受けること。

2. バイク通学およびバイク(原付)の取得免許

バイク(原付)の免許取得は、原則として禁止する。ただし通学用に限り、許可する場合がある。

<バイク(原付)通学使用が許可される条件>

- ① 自宅から学校まで片道6km以上で、交通機関のない場合。
- ② 自宅から最寄りのバス停もしくは駅まで片道2km以上で、通行が困難な場合。
- ③ クラブ活動等で、時間的に交通機関が限られる場合。

<免許取得の申請>

- ① 取得を希望する場合は「取得願」を提出し、学校の許可を受ける。
- ② 受験は1年の春季休業以降の長期休業中とする。
- ③ 免許の種類は原付(50cc以下)とする。

<通学手続き及び許可>

- ① 免許を取得したバイク通学希望者は「バイク通学許可願」を提出する。
- ② バイク通学を許可された者は、指定のステッカーを付ける。
- ③ 国道19号線は車両の交通量が多く、走行スピードも速いため、原則として通学路としない。

<運転に関する厳守事項>

- ① 交通法規を遵守し、安全運転に努める。
- ② 事故・違反をした場合は、直ちに担任に届け出る。
- ③ 年に1回は、業者の定期点検を受ける。
- ④ 保険に必ず加入する。
- ⑤ 学校が計画する講習会には必ず参加する。
- ⑥ スカートでの乗車はしない。

<通学上の注意事項>

- ① 無許可で免許を取得した場合は、通学許可を出さない
- ② 目的外で使用した場合は、通学許可を取り消す。

3. その他の通学

上記以外のものについては、原則として禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、審議を要する。

IV. 自動車運転免許取得について

1. 自動車免許取得許可の条件
2. 教習を受けるにあたっての注意事項
 - ①授業を欠席して教習を受けることは認めない。(特編授業、自宅研修期間中の登校日、学校行事を含む。) 仮免許取得試験等について授業に出られない場合は「欠席」扱いとする。
 - ②定期考査1週間前および定期考査中の教習は、教習を開始しているすべての者に対して認めない。
 - ③自動車免許取得希望者は、保護者とよく相談の上承諾を得て、別紙「免許取得願」を学校に提出する。
 - ④審議の上、許可されたものには「自動車免許取得許可証」を発行する。
 - ⑤卒業式以前は、仮免許取得後も自動車学校以外での乗車練習は禁止する。
 - ⑥卒業検定後に発行される教習所の「卒業証明書」は卒業まで学校で預かるものとし、卒業式当日に生徒に返却する。本免許試験(免許センターでの学科試験)の受験は卒業式の翌日以降に受験可能とする。
 - ⑦合宿教習を希望する場合は、審議の上、許可を受ける。
 - ⑧規定に違反した場合には教習の中止も含め、学校で指導する。

V. アルバイトについて

《許可条件》

- ①学校生活における欠席・遅刻・早退が、著しく少ないこと。
- ②学業成績に問題がないこと。
- ③学校生活に支障をきたさないことを約束できる者。
(学業成績・出欠状況・部活動・生徒会活動等)
- ④「年度内に指導を受けた」等、生徒指導上問題がないこと。
- ⑤「中信高等学校および木曽地区生徒指導委員会の申し合わせ事項」その他、関連労働法規等ならびに次の事柄を遵守できる者。
A 深夜におよぶ仕事、また、酒類の提供を主とする職種(居酒屋など)は認めない。
B 定期考査1週間前からテスト終了までは、禁止とする。

1. 通年アルバイトについて
 - ①アルバイトは、原則禁止とする。ただし、良好な学校生活が続けられており、かつ、特別な理由がある者は、所定の申請をして許可を得ることで、家庭の責任で行うことができる。
 - ②通年アルバイトであっても許可証の年度のみとする。
 - ③アルバイトを希望する場合は、下記の手順で申請し許可を得る。
 - i) 「アルバイト許可願」を提出する。
 - ii) 申請が許可された者は「アルバイト届」を提出する。
 - iii) 届を提出すると「アルバイト許可証」が発行されるので、アルバイトの際は必ず携行する。
 - ④3年生で進路が確定した生徒については、自宅研修期間を除き、同様の「アルバイト許可願」を申請し許可を得る必要がある。
2. 長期休業中のアルバイトについて
 - ①長期休業中のアルバイトは、長期休業用「アルバイト届」を提出する。
 - ②夏期休業中のアルバイト期間は、休みの1/2以内を目安とする。
3. その他
 - ①アルバイトが許可された者は、許可条件に従う。許可条件が守られない者は、許可の取り消しとなる。
 - ②無許可でアルバイトをしていることが発覚した場合は、直ちにアルバイトを停止すること。また、指導の対象となる。

VI. スマートフォン、ゲーム機の利用について

1. スマートフォンの使用について
 - ①授業中の使用は、授業担当者からの指示がない限り禁止している。
 - ②考査中は、スマホ等通信機器は電源を切り、ロッカーまたは鞆の中に入れておくこと。
※通信機器を考査中に所持していたり、目の届くところに置いてあったりした場合は不正行為と見なす。
 - ③学校のコンセントで充電しない。
 - ④個人情報をSNSに流出させない。
 - ⑤SNSなどに悪口(人が不快に感じるもの)を書き込まない。
 - ⑥危険なサイトにアクセスしない。(メール・LINEなどのなりすましにも注意)

1. 交通安全について

- (1) 各校でバイク免許の取得を許可する場合は、原則として通学に必要な者のみとする。使用も通学にのみ限るものとし、保険に加入すること。
- (2) バイク免許取得希望者は、各校の規則にもとづき許可を得る。そして、各校発行の許可証を持って、警察・教習所に取得の申請をする。
- (3) バイク免許の取得は、学校から指定された日時・場所とする。
- (4) 遠乗り及び集団でのバイク乗りはしないこと。他校の行事(文化祭・体育祭)へのバイクの乗り入れは、禁止する。
- (5) 普通自動車免許の取得については、各校の規則に従う。
- (6) 自転車の使用に当たっては、各校の指導方針に従って防犯登録をし、自転車保険にも必ず加入すること。
- (7) 徒歩・自転車利用者についても、ただし交通マナーを身につけ常に安全に留意する。

2. アルバイトについて

- (1) 原則として好ましくないが、家庭の事情等において特に必要な場合には、目的・必要性について保護者と十分に相談のうえ、事前に学校に届け出て、勤務条件・学校生活に及ぼす影響等について助言指導を受けること。
- (2) 本人・保護者・学校が十分に相談した結果、就労を認められたら従事以前に事業主との保障契約を保護者を交えて文書で確認し、内容を学校に報告すること。
※ 業務上の災害については、アルバイトであっても労災保険によって災害補償が行われることになっている。
- (3) 以下のアルバイトは、禁止する。

(イ) 飲酒を伴う接待	(ロ) 危険を伴うもの	(ハ) 宿泊を伴うもの
(ニ) 重大な責任が伴うもの	(ホ) 深夜に及ぶもの	(ヘ) 長時間作業

3. その他

- (1) カラオケボックス・ゲームセンター等を利用する場合は、健全な利用に心がける。
- (2) 頭髪・髪型は、高校生らしい品位のある、清潔なものとする。
- (3) 生徒同士でのキャンプ・海水浴・登山等は、各校の指導のもと事前に綿密な計画を立て、引率者(保護者・教職員等)の責任のもとに行う。
飲酒喫煙はもとより、品位に欠ける行為、危険な行動はしない。
- (4) 河川・ダム・湖での水泳は、原則として禁止する。
- (5) 小・中学校のプール使用については、依頼し許可を得ること。
- (6) 長期休業中も上記に準ずる